平成２８年（フ）第２８号
千葉県市原市米原849番地
破産者　常住　政由
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
千葉県習志野市新栄１丁目９番26号
破産者　森田　恵子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７号
千葉県船橋市東町１－２、登記簿上の本店所在地千葉県船橋市藤原１丁目９番37号
破産者　有限会社ＫＳＧ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６３号
千葉県船橋市三山３丁目40番４号
破産者　牟田　夏子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７６号
千葉市美浜区磯辺１丁目37番１号
破産者　松田　安司
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８０３号
大阪府寝屋川市池田新町23番27号
破産者　クレアハウス株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３９号
大阪府東大阪市柏田本町16番21号
破産者　株式会社ワールドトイズ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５４号
大阪市東淀川区豊新３丁目11番15号
破産者　株式会社ステラ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６号
奈良市青垣台３丁目６番地の25
破産者　村瀬　光男
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
福岡県飯塚市長尾653番地の６
破産者　有限会社和田工業
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１５２８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄４丁目117－１
破産者　粕谷運輸有限会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
埼玉県羽生市南羽生１丁目３番地３
破産者　株式会社いろは訪問介護ステーション
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４９号
千葉県浦安市富士見４丁目２番15号　テラスハスミ（102）
破産者　上田　一寿
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
茨城県行方市麻生3358―11、登記簿上の本店所在地千葉県香取市新市場726番地
破産者　新市場設備工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第３号
千葉県香取市佐原ロ2028番地150
破産者　林　　博
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第１０６号
川崎市川崎区境町９番８―401　境町ハイツ、登記簿上の本店所在地川崎市幸区南加瀬４丁目16番４号
破産者　有限会社M’ｓ　ＣＯＭＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
福井市学園２丁目５番26号
破産者　有限会社アイケン
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
愛知県名古屋市昭和区広路町字梅園50番の２
破産者　東海葬儀株式会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市加古川町南備後157番地の１
破産者　朝野建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県加古川市加古川町北在家2479番地
破産者　アールイーコム株式会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県加古川市尾上町池田1766番地の７、商業登記簿上の住所大阪府阪南市舞４丁目19番18号
破産者　株式会社ナノカ・サービス
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５７８号
熊本県宇城市小川町東海東215番地
破産者　合資会社松岡工業
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係